

## 阿久根地区消防組合特定事業主行動計画

平成29年4月1日

阿久根地区消防組合消防本部

消防長 的場博俊

### 【目的】

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）が制定され、国及び地方公共団体並びに事業主の責務が定められました。

国の定める、基本原則及び基本方針を勘案し、地方公共団体（特定事業主）において、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会情勢の変化に対応できる、豊かで活力ある社会を実現することを目指すこととされました。

消防の分野においては、全国733消防本部における女性職員の占める割合は、平成28年4月1日現在、2.5%であり、消防業務の特殊性により低い状況であり、他の分野に比べ大きく遅れているのが現状です。

また、女性職員がいない消防本部が、263本部と、全消防本部の約35%を占めている。

このような状況を打開するため、法第15条に基づき、阿久根地区消防組合における特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）を策定し、地域社会で半数を占める女性の活躍を推進することで、公助を担う消防において、消防・防災体制の向上に寄与し、更なる住民サービスの向上と消防組織の規模に応じた、女性職員の採用に向け取組むものです。

#### 1 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とします。

#### 2 女性職員の活躍推進に向けた体制整備等

本消防組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を効果的に推進するため消防本部総務課を中心とし、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検及び評価の結果等を踏まえて、その後の対策実施及び計画の見直しに反映させます。

#### 3 女性職員の活躍推進に向けた具体的な取組

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、本消防組合において女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、以下のとおり目標を設定します。

なお、この目標は本消防組合において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げました。

(1) 採用試験案内について

ア 本消防組合の消防職員の採用試験は、構成市町（阿久根市・長島町）で実施していることから構成市町へ女性の消防職員採用試験応募者及び受験者を確保し、受験者数に占める割合を10%程度確保できるように要望していきます。

イ 構成市町の消防職員採用試験案内公告や、ホームページ及び広報誌等への掲載を依頼し、採用試験案内に関する情報を発信します。

(2) 採用について

ア 国の示す女性職員の採用数値目標は、全国の比率を10年後（平成38年度当初）までに5%に引き上げることを共通目標としております。

イ 女性職員のいない消防本部は、本計画により必ず1人以上の採用を図り、可能な限り速やかに複数人を確保することとされています。

ウ 本計画（平成29年度から平成32年度）において、国が示す女性職員採用の基準目標に近づけるように努めるものとします。

エ 採用に当たっては、本計画により女性が優先されるものではなく、男性、女性の隔てなく公正な競争試験により採用されるものとします。

(3) 女性職員に対する環境・施設等の整備について

ア 本消防組合において、消防職員として採用となった時は、その勤務体系に男女の区別はなく、原則交替制勤務であり24時間拘束となります。

また、消防組織は階級制であることから、昇任試験及び異動等についても適材適所を原則とした、女性職員の職域の拡大を公正に行うものとします。

イ 阿久根地区消防組合職員定数条例第2条に定められた、消防職員の定

数は65人であることから、この定数内での採用となると妊娠、出産及び育児等の事情が発生した場合、直接的な人員減となり、現場警防力に大きな支障をきたすこととなることから、職員定数条例の見直し等の方策を検討します。

ウ 一定の隊員数で現場での部隊活動を行うため、現場活動従事者に長期の休暇や休業を取得する職員が生じた際に、必ず欠けた1名を代替として補充しなければ部隊活動に支障を来すという消防業務の特殊性を有することから、仕事と家庭の両立支援及び消防職務を継続していくための支援を図るとともに、男性職員の女性職員へ対する理解及び意識改革に取り組めます。

エ 女性職員の活躍の場を広げるために、消防本部及び署において女性専用の区画（休憩所・浴室・仮眠室）等の施設整備を計画的に推進します。

オ 女性職員の要望に応じて、女性用の被服及び装備品の導入を進めます。

#### 4 取組み成果の情報の「見える化」の推進

職業生活を営み又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、本計画に基づく採用応募、受験及び採用された男女の比率などを年度ごとに、本消防組合ホームページに掲載し、併せて、継続的に女性職員採用に向けての環境及び施設整備等の進捗状況についても「見える化」を推進します。

#### 5 女性消防職員の採用を踏まえた構成市町との連携

構成市町（阿久根市・長島町）の消防事務を担う一部事務組合であることから、本計画期間における、具体的な女性採用人員、定数条例及び施設整備等に関する協議を行いながら、積極的に女性職員の採用を図り、より一層女性の活躍推進に努めます。

#### 【結 び】

私たちは、「消防」という特殊な業務の中で、地域住民の安全を確保することはもちろん、日々変化する住民ニーズに的確に対応して行きます。

限られた人数で、本計画に伝えていくことは決して容易ではありませんが、女性の活躍推進は時代の要請であることを認識し、全職員が積極的に本計画の目標達成に向け取り組んで参ります。